

具体的な目標を掲げ、財政健全化に邁進せよ

20年度一般会計決算見込みでは、実質収支が8年連続の赤字となっている一方で、単年度収支は約8,500万円の黒字となっているが、この黒字の要因は臨時的な財政措置が大きかったからである。

21年度の財政見通しにおいて、経済危機による税収の減、特に法人市民税への影響など多くの問題が懸念される中で、今後の努力目標が財政健全化計画の推進、職員の適正配置のみでは、やや抽象的過ぎるのではないかと、次のような質問があった。

市長の政治姿勢

問 二十年度決算と財政健全化に向けた取り組み

答 二十一年度に危機される財政的要因を聞きたい。

問 二十年度に生活保護等に対する国庫支出金が一億四千万円多く交付されたため、二十一年度は返還義務が生じる。また、二十年度に納付された法人市民税は、企業業績の悪化で還付の可能性が高い。さらには、昨今の経済危機が二十一年度の市税収入、特に法人市民税に影響を与えることも想定される。これらは二十一年度決算の悪化要因となる。そのほか、本市の財政運営においては普通交付税の算定が重要であり、その動向に注視する必要がある。

環境問題

問 合併処理浄化槽に伴う問題

答 浄化槽の維持管理につ

いては、年一回の法定点検と清掃及び十二回の保守点検が行われるものもあり、その費用は下水道使用料やくみ取り式便槽のし尿処理手数料と比べて高額である。新設者には設置費の補助だけが目につき、自己負担の周知が不足している。

浄化槽の設置促進は結構だが、法の定め以上の点検整備や、機器の性能が向上する中で新設と既設の浄化槽が同様の点検回数では、市民の理解は得られないと思うがどうか。

答 昭和六十年の浄化槽法施行時は、浄化槽の性能が十分でない等の理由で、また六十三年度からは、補助金を交付し浄化槽設置を進めたこともあり、維持管理と放流水質の適正化のため毎月点検が行われていた。

近年、性能等が向上したため、業者・検査機関・行政で維持管理のあり方を検討し、平成十六年四月より機能や処理水に問題のある浄化槽や設置後一年以内の

浄化槽を除き、基本的に年六回の保守点検に切りかえることとした。

しかし、進捗が遅いため、業界に再度早期実施を要請し、十七年四月より設置者の市民に、保守点検回数の見直しに関する説明が始まり、設置者が求める場合は、契約更新時に、年六回に変更していると聞いている。

維持管理に関し、保守点検回数の考え方などの情報が市民に浸透しているとは言えないため、今後、広報啓発を十分に行いたい。

地域環境とボランティア

問 部局運営方針には、市民、市民団体、事業者等によるおおむた地球温暖化対策地域協議会の設立及び活動を支援し、温室効果ガス削減等の取り組みを推進するとある。早急な実践活動を希求するが、問題点と解決策を聞きたい。

答 市としてもエコオフィスおおむた21を推進する中

で温室効果ガスの低減に努め、市民にはまちづくり出前講座や環境アドバイザー派遣等で啓発に努めている。同協議会が民間主導で温室効果ガス削減等の取り組みを推進できるよう、行政としてもさらに支援したい。



三池山ボランティア活動

問 環境ボランティアに対する行政のかかわり方等について聞きたい。

答 環境美化等の活動に対し、ボランティア清掃袋の配布や刈払機の貸し出し等を行っている。今後、市民の自主的なボランティア活動が促進し、清潔で衛生的な生活環境が保たれるよう、できる限り支援したい。